

## 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1 お互いさまの気持ちで思いやりのあるまちをつくろう

#### 【基本方針1-1】

#### お互いを尊重し支えあう意識の醸成

##### 【現状と課題】

高齢者・子ども・障がい者等すべての方々が、地域で幸せに暮らしていくためには、地域のつながりやふれあいを大切にし、お互いを尊重し支えあう意識の醸成が重要ですが、近年は住民同士のつながりの希薄化や地域との接点が少ないこと等から、近所づきあいの衰退など顔の見える地域生活が減少している傾向にあります。

そのため、普段からのあいさつや声かけなどの近所づきあいの交流を促進する取り組みのほか、福祉教育を一層推進しながら、市民一人ひとりが地域福祉の主役となり、身近なところから地域を住み良くしていくことが大切です。

行政、社会福祉協議会、幼稚園、保育所、学校、家庭及び地域が連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して高齢者や障がい者への理解促進、誰もが気軽に交流できる場の提供を促進するなど、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、お互いを尊重し、理解しながら、支えあい・助けあいの心を育むことが必要です。

##### 【施策の方向性】

#### 1-1-① 福祉意識の醸成と啓発

地域福祉に関する情報の広報・啓発に努めるとともに、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、すべての市民がお互いに思いやりの気持ちを持ち、地域福祉の推進役として活動できるよう福祉教育の充実を図り、福祉意識の醸成と啓発を推進します。

◆第4章 施策の展開

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知】</b> 市ホームページと市報に計画書を掲載して広く周知し、また、市内全世帯に概要版の計画書を配布し、内容をわかりやすくお知らせすることにより、福祉意識の醸成と啓発を推進します。</p>	社会福祉課
<p><b>【男女共同参画推進行動計画の推進】</b> 男女ともに基本的人権を尊重し、いろいろな分野に対等な立場で参画でき、また、仕事と家庭生活の調和が取れる環境の整備を推進します。</p>	地域づくり支援課
<p><b>【敬老事業の推進】</b> 長年にわたり地域を支えてきた高齢者に対する敬愛と感謝を表すとともに、高齢者と地域の集いの場として、9月の敬老月間に敬老会を開催し、敬老意識を醸成します。</p>	高齢ふれあい課
<p><b>【子どもの権利宣言の尊重】</b> 「子どもの権利条約」の精神に基づき、子どもが意見を表明し、その権利が尊重される社会意識の醸成と啓発を行います。</p>	子育て支援課
<p><b>【障がい者理解促進研修・啓発事業の推進】</b> 障がい者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障がい者への理解を深めるため、市民を対象として研修・啓発を行います。</p>	社会福祉課
<p><b>【障害者差別解消法に基づく取り組み】</b> 障がいの特性に応じた、障がい者への「合理的配慮」の取り組みを進め、障がい者理解を深めるための啓発・広報活動を推進します。</p>	社会福祉課
<p><b>【年末年始見守りチラシの発行】</b> 年末に見守りチラシを発行・回覧し、冬期間における高齢者世帯等の見守り活動を強化するとともに、地域における支えあいを啓発します。</p>	社会福祉課





## ◆社会福祉協議会が取り組むこと

## 主な取り組み

## 【地域福祉に関する情報提供】

地域に出向いて様々な取り組みの情報収集を行うとともに、各種講座や研修会において地域福祉を推進するための先駆的な手法や取り組みを学び、活動の参考となるよう市民やボランティアなどへ情報を提供します。

- ・地域の取り組みの情報収集などを目的としたアウトリーチ
- ・部門間連携の強化
- ・組織全体の受け止めによる困難ケースへの対応
- ・地域福祉活動の環境整備
- ・様々な機会を活用した先駆的な取り組みの周知

## 《主な関連事業》

福祉ネットワーク活動強化事業、福祉ネットワーク活動推進事業、福祉協力員活動推進事業、生活支援体制整備事業

## 【ボランティア活動の推進と支援】

関係機関・団体等と連携や情報共有し、広報媒体などを活用しながら必要な情報を広く周知するとともに、ボランティアが活動しやすい環境整備や支援に努めます。また地域や住民、ボランティア、それぞれのニーズに対応するための活動調整を行います。

- ・地域ニーズの把握と福祉や生活の課題に対応する住民への啓発
- ・ボランティア活動者及び団体の把握と活動調整
- ・ボランティア活動者の発掘と育成
- ・地域福祉活動の拡充に向けた地域のボランティア活動や市民活動の実態把握
- ・地域の情報交換の場や各種広報媒体を活用した情報発信

## 《主な関連事業》

ボランティア活動啓発事業、生活支援体制整備事業、広報啓発事業、福祉活動ネットワーク事業

## 【福祉教育活動や交流活動の推進】

学校や企業、団体、地域住民が福祉意識を醸成し理解を深め、また地域における生活支援活動を進められるように、福祉教育や様々な交流活動を推進します。

- ・すべての人々に関わる福祉教育活動の展開
- ・福祉教育に関する取り組みと連動した地域福祉活動を行う人材の養成
- ・福祉や介護などの学びの場の提供
- ・地域交流及び世代間交流の促進と支援
- ・スポーツを通じた障がい者と市民等との交流会の開催

## 《主な関連事業》

福祉教育活動推進支援事業、福祉出前事業、生活支援体制整備事業、障害者地域生活支援事業（輪気愛相スポーツ交流事業）

## 【地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知】

ホームページや社協だよりへの計画関連内容の掲載や概要版の計画書の配布などにより広く周知し、住民主体による地域福祉活動の実践に向けて、福祉意識の醸成と啓発を推進します。

- ・ホームページや社協だよりなどの広報媒体を活用した計画の周知

## 《主な関連事業》

地域福祉活動計画推進事業、広報啓発事業

## 【基本方針1－2】

### 地域福祉の推進を担う人材の育成

#### 【現状と課題】

地域福祉活動は、これまでも町内会や民生委員・児童委員、福祉協力員をはじめ、社会福祉協議会等がその中心的な役割を担ってきました。また、共助組織やボランティア団体、NPO法人や社会福祉法人など多様な福祉活動を担う団体も増えてきましたが、若年層が地域活動へ参加する機会は依然少なく、地域福祉活動の担い手の不足・固定化等、支える側の高齢化の問題も指摘されています。

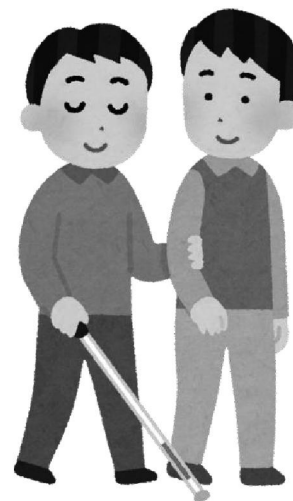
地域福祉の推進を担う後継者や地域のリーダーを育てていくため、誰もが参加しやすい活動を展開し、参加者のすそ野を広げながら地域福祉活動に関わる人材を育成することが重要となっています。

#### 【施策の方向性】

##### 1－2－① 地域福祉の推進を担う人材の育成

地域が必要としている人材を的確に把握し、広く福祉に関する意識を持った人材の育成を目指します。

認知症サポーターやボランティア養成講座など様々な講座や研修会等を通じて、幅広い世代が地域福祉の担い手となるよう人材の育成を進めます。



## ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【認知症サポーターの養成】</b> 認知症に関する正しい知識を深め、偏見を持たずに認知症の方やその家族を見守ることができる認知症サポーターを養成します。</p>	地域包括支援センター
<p><b>【ファミリー・サポート・センター事業の推進】</b> 有償ボランティアによる子育て支援として、育児援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、安心して子どもを預かることができるファミリー・サポート・センター事業を推進するため、子どもの安全確保と会員の質の向上を目的として講習会を開催します。</p>	子育て支援課
<p><b>【手話奉仕員の養成】</b> 意思疎通を図ることに支障がある障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営めるよう支援するため、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。</p>	社会福祉課
<p><b>【メンタルヘルスサポーターの養成】</b> 心の健康づくりや自殺予防活動に関する基礎的な知識と技術を身につけ、地域の身近な相談者としてメンタルヘルスサポーターを養成します。</p>	健康推進課
<p><b>【市民後見人の養成】</b> 高齢者や障がい者の権利擁護のため、日常的な金銭管理や身上監護等の後見活動に取り組む市民後見人候補者を養成し、その活動を支援します。</p>	地域包括支援センター
<p><b>【民生委員・児童委員に対する研修等の実施】</b> 民生委員・児童委員が地域で円滑に活動することができるよう、専門的・体系的な研修機会や情報交換の場を提供します。</p>	社会福祉課

## ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【地域福祉活動を推進する人材の育成】</b> 住民や地域ニーズを把握するとともに、地域に潜在している人材の発掘に努めます。また、ボランティア養成講座や福祉協力員を対象とした研修会などの開催のほか、地域や学校等が行う講座に協力して福祉活動の人材育成に努め、住民一人ひとりが役割を持ちお互いが支えあう住民主体の地域づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や地域ニーズを把握するためのアウトリーチや小ネットワーク会議の開催</li> <li>・ボランティアの育成を目的とした養成講座の開催</li> <li>・福祉協力員を対象とした研修会の開催</li> <li>・地域や学校等が行う福祉講座などの開催支援</li> </ul> <p>《主な関連事業》 ボランティア育成事業（ボランティア養成講座、父ちゃんの楽校）、福祉ネットワーク活動推進事業、福祉協力員活動推進事業、福祉教育活動推進支援事業</p>

## 基本目標2 地域の良さを活かして明るく安心して暮らせるまちをつくろう

### 【基本方針2-1】

#### 住民主体による支えあいの促進

##### 【現状と課題】

高齢者のみの世帯の増加、少子化の進展、価値観の多様化などを背景として、住民同士のつながりの希薄化や地域・隣近所での親しいつきあい・支えあい・助けあいなどの互助機能の低下が懸念されています。

こうしたことは、何らかの困りごとを抱えた方が、その解決の糸口を見出せないまま、さらなる課題を抱えてしまい、社会的な孤立に陥る要因にもなっています。

また、豪雪地帯の当市では、冬期間の除雪など住民同士での支えあいの精神が比較的確立されていますが、高齢世帯の増加や支える側の高齢化などにより、地域で支えあう除雪活動をより推進していく必要があります。

さらに、地域における支えあい活動を組織的に実践している民生委員・児童委員や福祉協力員などの地域福祉活動を促進するとともに、地域住民等が様々な地域課題を「我が事」として受け止め、その課題の解決を試みることができるような地域社会が求められています。

そのため、住民の身近な地域において、世代、背景を超えた住民同士の交流・話しあいを通じて、地域生活課題を主体的に把握し、住民主体による支えあいのしくみを構築することが重要となっています。

##### 【施策の方向性】

###### 2-1-① 地域住民等による地域福祉活動の推進

地域住民が主体となった地域福祉活動を推進するため、地域活動に積極的に参加するよう促すとともに、関係団体が協力し、様々な地域活動の活動支援に努め、地域内の支えあいの体制づくりを推進します。

## ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【地域コミュニティ活動への支援】</b> 自治会、町内会、集落等が実施する地域課題を解決する活動や地域の活性化を図る活動に対し、「町内会等活動補助金」を交付し支援します。また、地域住民による自主的・主体的なまちづくり活動の取り組みの促進を図り、地域課題の解決や地域の活性化を図る事業に対し、「地域づくり活動補助金」を交付し支援します。</p>	地域づくり支援課
<p><b>【地区交流センター事業の推進】</b> 生涯学習による人づくりや市民協働による地域づくりを図るため、地域住民が自主運営組織等を設立し、地域課題の解決や地域に必要な事業を実施する地区交流センター事業を推進します。</p>	地域づくり支援課
<p><b>【地区会議による地域づくりの支援】</b> 地区会議において実施する地域課題を解決する活動や地域の活性化を図る活動に対し、「地域づくり活動補助金」を交付し支援します。</p>	地域づくり支援課
<p><b>【学校・家庭・地域連携総合推進事業の推進】</b> 地域住民がボランティアとして学校を支援する体制を整えるとともに、地域における交流機会を増やします。また、学校と地域住民をつなぐコーディネーターを配置し、地域で子どもを育てる体制づくりを推進します。</p>	生涯学習課
<p><b>【生活支援体制整備事業の推進】</b> 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、各地域に話しあいの場「生活支援協議体」を設置して、地域課題の解決につながる取り組みの検討や地域のつながり、交流、活動などの「支えあい」の充実を図るとともに、様々な生活支援や介護予防の取り組みを推進します。</p>	高齢ふれあい課
<p><b>【子どもの居場所づくり活動への支援】</b> 生活に困難な課題を抱える子どもやその家庭に対し、地域における支援活動へつながるための情報提供や、支援を行う団体等に対し連携した体制が取れるよう努めます。</p>	子育て支援課
<p><b>【自発的活動支援事業の推進】</b> 障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等によるボランティア活動を支援します。</p>	社会福祉課
<p><b>【メンタルヘルスサポーターによる自主活動への支援】</b> メンタルヘルスサポーターが、サロン等の自主活動ができるよう、運営に関して相談に応じ、地域住民が語りあいながら心を癒せる身近な居場所となるよう支援します。</p>	健康推進課

## ◆第4章 施策の展開

主な取り組み	担当課
<p><b>【世代間交流の推進】</b>            地域行事、伝統芸能の継承、敬老事業及び社会福祉施設訪問等を通して、高齢者と子どもが交流する機会や交流の場の提供に努めます。</p> <p><b>【ファミリー・サポート・センター事業の推進】</b>            再掲 施策の方向性：1-2-①            地域において育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者を組織化し、相互援助活動を行い、子育て家庭を支援します。</p>	<p>関係各課</p> <p>子育て支援課</p>

### ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【福祉ネットワーク活動の推進】</b>            住民自身が地域の福祉課題やニーズに気づき、課題解決に向けて必要な取り組みを考え実践できる住民主体の地域づくりを目指し、地域内の話しあいや情報交換などを行うほか、関係機関・団体等との連携強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の福祉課題の把握や支援のためのアウトリーチ</li> <li>・小ネットワーク会議や福祉座談会等の開催及び支援</li> <li>・いきいきサロンや地域の情報交換の場などでの情報収集及び情報提供</li> <li>・相談対応や課題解決のための関係者や関係機関・団体等との連携強化</li> <li>・住民活動や住民組織への支援と協力</li> <li>・地域資源の発掘と活用</li> </ul> <p>《主な関連事業》            福祉ネットワーク活動推進事業、いきいきサロン事業、避難行動要支援者個別計画等策定事業</p> <p><b>【福祉協力員及び福祉協力員活動の推進】</b>            各地域に福祉協力員及び福祉協力員会を置き、地域の福祉関係者や福祉関係機関・団体等と連携して地域福祉活動等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉協力員及び福祉協力員会活動の充実強化</li> <li>・民生委員・児童委員との連携強化と協働による取り組みの推進</li> <li>・福祉協力員のなり手となる人材の確保と育成</li> <li>・福祉協力員を通じた地域資源及び課題の把握</li> </ul> <p>《主な関連事業》            福祉協力員活動推進事業、福祉ネットワーク活動推進事業、ボランティア育成事業</p>

### 主な取り組み

#### 【地域の支えあいや助けあいの推進】

住み慣れた地域でいくつになっても役割を持ち、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の支えあいや助けあいのシステムを構築するとともに、福祉活動等の拠点整備や社会参加の機会を創出し、生活支援や介護予防などの取り組みを推進します。

- ・生活支援コーディネーターを中心とした支えあい活動の推進
- ・地域住民や関係機関の話しあいの場（地域課題の共有と課題解決策の検討、情報収集、情報発信等）である第1層協議体及び第2層協議体活動の支援
- ・集いの場や福祉活動の拠点となる居場所づくりの支援
- ・地域で支えあいや助けあいの活動をする個人や団体等の開拓と支援
- ・地域住民が参加しやすい支えあいや助けあい活動の開発と支援
- ・地域支えあいネットワーク市民集会の開催等による啓発活動の推進

#### 《主な関連事業》

生活支援体制整備事業、いきいきサロン事業、ボランティア活動支援事業、生活困窮者自立相談支援事業



## ◆第4章 施策の展開

### 【施策の方向性】

#### 2-1-② 地域福祉活動の拠点の整備

地域の誰もが気軽に参加できるよう、各種情報の周知や声かけ等の取り組みを行うとともに、既存の施設の有効活用等により、活動の場の確保を進め、行事の開催や地域住民が交流できる場所や機会等の「地域における拠点」づくりを推進します。

#### ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【集会施設整備事業の推進】</b> 住民自治の円滑な推進を図るため、住民自治活動の拠点となる集会施設等の整備に対し、「集会施設整備費補助金」を交付し支援します。</p>	地域づくり支援課
<p><b>【高齢者の憩いの場の提供】</b> 地域における高齢者同士の交流拠点及び地域福祉の推進につながる老人クラブ活動などの場所として、高齢者センター等の高齢者の憩いの場を提供します。</p>	高齢ふれあい課
<p><b>【大森子どもと老人のふれあいセンターの運営】</b> 秋田県南部シルバーエリア内に設置し、児童の遊びを指導する専任の指導員を配置し、屋内の遊びに加え運動施設を利用した幅広い運動ができるとともに、子どもと高齢者とのふれあいの場として運営します。</p>	子育て支援課
<p><b>【地域子育て支援センター事業の推進】</b> 各地域に設置している地域子育て支援センターにおいて、専任の指導員を配置し、親子の交流の促進を図ります。</p>	子育て支援課
<p><b>【地域活動支援センターの機能強化】</b> 地域活動支援センターにおいて、障がい者に対して、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、センター機能を充実強化し、障がい者の地域における生活支援を促進します。</p>	社会福祉課

#### ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【福祉活動の拠点となる居場所づくりの推進】</b> 地域住民や同じ悩みを抱えている方同士などの交流や親睦、結びつきを深めるとともに、住民主体の地域づくり、福祉活動の拠点となる居場所づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ニーズに沿った居場所づくりの推進</li> <li>・地域の居場所づくりに向けた情報収集及び情報提供</li> <li>・いきいきサロン等による見守りや支えあい活動の推進</li> <li>・いきいきサロンの運営や活動、新規立ち上げ等に関する支援</li> <li>・いきいきサロン世話人の育成と研修会の開催</li> </ul> <p>《主な関連事業》 いきいきサロン事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業</p>



## 【施策の方向性】

## 2-1-③ 地域で助けあう除雪活動の推進

自治会・町内会や共助組織、除雪ボランティア等の協力を得ながら、地域で助けあう除雪活動を推進します。

## ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【共助組織による雪処理の支援体制・しくみづくり】</b> 地域住民による除雪組織の設立としくみづくりを行います。また、共助組織において実施する除排雪事業に対し、「地域づくり活動補助金」を交付し支援します。</p>	地域づくり支援課
<p><b>【除雪支援を行う地域団体への除雪機の貸し出し】</b> 単身高齢者宅などの除雪支援を行う団体へ除雪機を貸し出し、共助の取り組みを支援します。</p>	高齢ふれあい課

## ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【地域の支えあいによる除雪活動の推進】</b> 自力で除雪が困難な高齢世帯等を対象に、地域での支えあいや助けあい、またボランティアによる除雪活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除雪支援が必要な世帯やニーズの把握（アウトリーチ）</li> <li>・ 除雪ボランティア活動のマッチングや活動用具の貸し出しなど</li> <li>・ 住民組織や共助組織等による除雪活動の支援及び協力</li> <li>・ 除雪ボランティア活動を通じた福祉意識の醸成</li> </ul> <p>《主な関連事業》 除雪ボランティア事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業</p>



## 【基本方針2-2】

### 災害時に備えた地域づくりの推進

#### 【現状と課題】

災害発生時や発生の恐れがあるときには、そのレベルに応じて、地域防災計画に基づき市民に対して「避難勧告」や「避難指示」が発令されます。また、災害の状況によっては、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令される場合もあります。そのような場合、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な方への迅速な情報伝達、避難支援及び安否確認が課題となります。そのため、平時から避難行動要支援者の把握に努めることと、地域での助けあいができるしくみを構築することが必要となります。

さらに、避難後には避難者の状況に応じて、高齢者や障がい者、妊婦など災害時に援護が必要な人に配慮した福祉避難所等で受け入れられるような体制を整備する必要があるほか、復旧支援時には、災害ボランティアセンターの円滑な運営が重要となります。そのためには、高齢者や障がい者などの災害弱者の支援にあたる看護師、介護士等の専門的な知識や経験を有するボランティアの確保と支援により、避難所の円滑な運営体制を確立することが求められています。

#### 【施策の方向性】

##### 2-2-① 災害に備えた地域による避難行動及び支援活動の取り組み

自治会・町内会や関係機関・団体が協働し、日頃から地域の支えあいや防災訓練等の災害に備えた活動を推進するとともに、避難行動要支援者の把握や避難時の支援体制の整備を推進します。



## ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【避難行動要支援者等に係る避難支援】</b> 災害時に避難支援を必要とする方の名簿を整備し、平時から地域の避難支援等関係者に情報提供し、災害時の安否確認や避難支援等に資するよう体制を構築します。</p>	<p>危機管理課 社会福祉課</p>
<p><b>【災害時福祉専門職ボランティア登録制度の創設】</b> 大規模な災害発生時に、避難所の円滑な運営体制を確立することを目的として、高齢者や障がい者などの災害弱者の支援にあたる看護師、介護士等の専門的な知識や経験を有する方を災害時福祉専門職ボランティアとして事前に登録する制度を創設します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p><b>【福祉避難所登録の推進】</b> 災害発生時に、高齢者や障がい者等、避難所での共同生活が難しい福祉的な支援が必要な方に配慮した「福祉避難所」の登録を進めます。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p><b>【災害ボランティアセンターの設置運営の協力】</b> 社会福祉協議会が行う、災害ボランティアセンターの設置運営について、連絡調整や情報提供等の協力をします。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p><b>【自主防災リーダーの育成】</b> 地域防災力の向上を積極的に進めることができる人材を育成し、自主防災組織の強化等、住民に防災指導や啓発を促します。</p>	<p>危機管理課</p>
<p><b>【防災訓練の実施】</b> いつ災害が発生しても対応できるよう、地域住民、行政及び防災関係機関等が相互に連携し、情報伝達、避難誘導、救助等、総合的な防災訓練を実施し、有事即応の体制を確立します。</p>	<p>危機管理課</p>



◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【地域の避難支援体制づくりの推進】</b></p> <p>安全安心な地域を目指し、町内会や福祉関係者、行政等との協働により、災害発生時に避難支援が必要な方を把握しながら、地域の避難支援体制づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難支援の必要性や取り組みについての普及啓発活動</li><li>・ 災害時に避難支援が必要な方の情報把握及び支援に向けた検討</li><li>・ 自主的な防災組織や避難訓練実施地区の情報収集及び情報発信</li><li>・ 地域や学校等が行う防災活動や避難訓練等への協力</li><li>・ 関係機関・団体等との災害時避難支援対応の検討及び共有の場づくり</li></ul> <p>《主な関連事業》</p> <p>避難行動要支援者個別計画等策定事業、福祉ネットワーク活動推進事業、いきいきサロン事業、生活支援体制整備事業</p>
<p><b>【災害に備えた取り組みの推進】</b></p> <p>災害時に必要な支援が迅速かつ円滑にできるよう、災害ボランティアセンターの設置準備や支援活動を行う人材の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの整備</li><li>・ 災害ボランティアコーディネーターの育成</li><li>・ 災害ボランティアセンターの運営協力や支援活動を行う人材の確保</li><li>・ 支援活動に必要な備品等の確保</li><li>・ 支援活動を担う人材の育成を目的とした研修会の開催</li><li>・ 行政と連携した災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施</li></ul> <p>《主な関連事業》</p> <p>ボランティア活動啓発事業（災害ボランティアセンターの設置準備）、ボランティア育成事業（災害ボランティア活動実践研修会）、福祉ネットワーク活動推進事業、避難行動要支援者個別計画等策定事業</p>
<p><b>【災害時の復旧・復興に向けた支援活動の推進】</b></p> <p>被災した世帯や地域の早期の復旧・復興を目的に、行政と連携しながら災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティア活動や生活支援活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害ボランティアセンターの設置及び運営</li><li>・ 被災世帯のニーズ把握と相談対応</li><li>・ ボランティアの受け入れと派遣調整</li><li>・ 生活の復興に向けた相談対応及び生活支援</li><li>・ 他市町村の災害ボランティアセンターへの職員派遣</li></ul> <p>《主な関連事業》</p> <p>ボランティア活動啓発事業（災害ボランティアセンターの設置運営）、福祉ネットワーク活動推進事業、生活相談事業、生活福祉資金貸付事務事業</p>

## 基本目標3 みんなが集い、ともに支えあう地域のきずなをつくろう

### 【基本方針3-1】

#### 地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上

#### 【現状と課題】

地域福祉活動には、自治会・町内会、ボランティア団体・NPO、社会福祉法人等の様々な団体や機関が協働し取り組んでいます。

地域福祉活動の推進には、市民一人ひとりの役割に加え、活動を推進する関係団体の役割が重要であり、各団体間の情報共有や活動の調整など団体同士でのネットワーク化による連携・協働が不可欠です。

地域に住む高齢者・子ども・障がい者など支援が必要な方や世帯の課題を把握し、地域住民等が主体的に解決を試みていくためにも、地域の様々な団体や関係機関がネットワークを構築し、地域住民等と連携しながら支援活動ができるような体制をつくる必要があります。

#### 【施策の方向性】

##### 3-1-① 地域福祉を支える団体等とのネットワークの構築

地域福祉の向上や様々な課題の解決のため、保健・医療・福祉分野等の関係者や関係機関・団体による地域特性に合わせたネットワーク体制を推進し、連携を強化します。

#### ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<b>【包括的なネットワーク体制の構築】</b> 関係機関・団体と連携し、地域福祉活動を推進する包括的なネットワーク体制を構築します。	社会福祉課
<b>【生活支援体制整備事業の推進】</b> 再掲 施策の方向性：2-1-①	高齢ふれあい課

## ◆第4章 施策の展開

### ◆社会福祉協議会が取り組むこと

#### 主な取り組み

##### 【地域を支える団体への支援】

福祉活動を行っている関係機関・団体等とのネットワーク体制を構築し、連携や協働による地域の特性に合わせた福祉活動を推進します。

- ・ 地域福祉活動を行う団体の状況把握
- ・ 地域課題の発見から解決に向け、あらゆる団体と連携した福祉活動の推進
- ・ 関係機関や団体の各種相談員と協働による相談支援活動
- ・ 友愛訪問や見守り活動を行う団体の支援
- ・ 各分野の事業や取り組みなどを活用した横断的な支援の検討

##### 《主な関連事業》

福祉団体支援事業、福祉ネットワーク活動推進事業、障害者地域生活支援事業（相談支援事業）、生活支援体制整備事業

##### 【地域のきずなづくり】

すべての人が支えあい、必要な支援を実践できる地域を目指し、福祉意識を高めながら、地域のきずなづくりを推進します。

- ・ 地域との関わりを意識した福祉教育の推進
- ・ 地域の取り組みを社協だよりやホームページ、チラシ等により情報発信
- ・ 関係機関・団体との協働による地域交流や世代間交流の推進

##### 《主な関連事業》

福祉教育活動推進支援事業、広報啓発事業、障害者地域生活支援事業（輪気愛相スポーツ交流事業）、生活支援体制整備事業



## 【施策の方向性】

## 3-1-② 社会福祉法人等による公益的な取り組みの推進

社会福祉法人による地域における公益的な取り組みや、福祉サービス事業者、NPO法人による活動など、地域に暮らす住民を支えるため、地域の福祉ニーズに合わせた取り組みを推進します。

## ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【社会福祉法人等による公益的な取り組みの周知】</b> 社会福祉法人による地域における公益的な取り組みに関する好事例や、民間主導の様々な地域福祉活動に関する情報収集を行い、市民に対する周知等を行うことで取り組みを推進します。</p>	社会福祉課

## ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【社会福祉法人等と協働による地域課題への対応】</b> 他の社会福祉法人等が行っている公益的な取り組みを把握して地域に発信するとともに、複数の機関がそれぞれの特性や強みなどの専門性を活かし、地域における課題に対して連携した対応ができるように検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益的な取り組みの情報収集及び情報発信</li> <li>・社会福祉法人や関係機関・団体等との福祉ニーズの共有</li> <li>・協働による地域課題の解決に向けた取り組みの検討</li> <li>・地域住民等の福祉活動の拠点となる場所の提供に向けた検討</li> </ul> <p>《主な関連事業》 福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業</p>

## 【基本方針3-2】

### 緊急時にも対応する支援体制の構築

#### 【現状と課題】

地域には認知症の高齢者や障がい者など様々な課題を抱えた要援護者が生活しています。そうした方が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、日頃からのコミュニケーションや、地域住民による見守りなどの支援が重要となります。

アンケート調査によると、福祉サービスを充実させるために必要なものでは、「緊急時や災害時に地域で助けあうしくみをつくる」の回答が4割を超え、市の福祉施策の充実のために重要な取り組みでは「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を充実させる」の回答が3割を超えるなど、要援護者に対する地域での助けあいや見守り支援などの充実が求められています。

また、近年、全国的に見られる、虐待やDVなどの問題に対応するため、地域や関係機関・団体、行政等が連携し、問題の早期発見と早期対応に努め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めることが必要です。

#### 【施策の方向性】

##### 3-2-① 緊急時にも対応する支援体制の構築

緊急時に支援が必要な方々を支えるため、市民一人ひとりが近隣の要援護者等を把握し日頃からの見守り活動を進めるとともに、行政や社会福祉協議会は地域の福祉団体や事業者等と連携し支援体制の強化を図ります。





## ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【NET119緊急通報システムの導入】</b>            会話に不自由な聴覚・言語機能障がい者が、スマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行うことを可能とするシステムを導入し、障がい者の緊急通報に対応します。</p>	消防本部
<p><b>【応急手当の普及】</b>            突然の怪我や病気などの際、家庭、地域及び職場などでできる「応急手当」の普及を推進します。市ホームページやパンフレット、講習会等により応急手当に関する正しい知識と技術の普及を図ります。また、救急現場において、応急手当を行っていただいた方へ「応急手当感謝カード」を配布し、感謝の意を表するとともに手当後のフォローアップを行います。</p>	消防本部
<p><b>【事業者等との見守り協力体制の構築】</b>            市内事業者等との連携により高齢者、子ども、障がい者など支援を要する方の見守り協力体制を構築します。</p>	社会福祉課
<p><b>【虐待防止の推進】</b>            高齢者虐待、児童虐待並びに障がい者虐待については、当該者の安全確保を最優先とし、関係機関と協力連携しながら迅速に対応し、虐待の防止・早期発見に取り組めます。</p>	高齢ふれあい課 地域包括支援センター 子育て支援課 社会福祉課
<p><b>【高齢者等に対する緊急時の取り組みの推進】</b>            一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び身体障がい者世帯等に対して、操作の容易な救急通報装置やふれあい安心電話の貸与、緊急連絡先等の情報用紙を入れ冷蔵庫などに保管できる容器（あんしんボタン）を配布し、急病や災害発生時等の緊急時に対応する取り組みを推進します。</p>	高齢ふれあい課
<p><b>【徘徊高齢者の家族への支援】</b>            徘徊がみられる高齢者を早期に発見できる装置を（GPS装置での通報体制）家族に貸与し支援します。</p>	高齢ふれあい課
<p><b>【地域生活支援拠点の整備】</b>            障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を備えた、地域で支える地域生活支援拠点を整備します。</p>	社会福祉課

## ◆第4章 施策の展開

### ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【地域で見守る体制づくりの推進】</b></p> <p>町内会や福祉関係者、関係機関・団体等と一緒に地域の情報を共有し、地域課題の発見と解決に向けた取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域内での声かけや見守り等の意識づくり</li><li>・地域課題の発見と解決に向けた取り組みの検討</li><li>・状況の変化に合わせた地域住民との対応方法の検討</li><li>・関係機関・団体等と連携した支援体制の構築に向けた検討</li></ul> <p>《主な関連事業》</p> <p>福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業、福祉団体支援事業</p>
<p><b>【緊急時の支援体制の構築】</b></p> <p>高齢者世帯や障がい者世帯等の緊急時に対応できるよう、ふれあい安心電話の設置を進めるとともに、迅速な対応ができるよう地域住民、関係機関・団体等との協力体制を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ふれあい安心電話や緊急時あんしんボタンなどの普及及び啓発</li><li>・ふれあい安心電話等による緊急時通報や生活相談への対応</li></ul> <p>《主な関連事業》</p> <p>福祉ネットワーク活動推進事業、ふれあい安心電話システム推進事業、在宅介護支援センター事業、生活相談事業</p>



## 基本目標4 みんなが暮らしやすいやさしいまちをつくろう

### 【基本方針4-1】

#### 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

##### 【現状と課題】

当市では、行政、民生委員・児童委員、社会福祉法人などによる様々な福祉サービスが行われており、支援を必要としている方の生活や活動を支える重要な役割を果たしています。しかし、複数の生活課題を抱えている方にとっては、対象となる課題ごとに相談窓口が存在することがかえってわかりにくく、利用しにくいという側面があります。

一方、福祉サービスは、利用者本位という考え方に立ち、サービスを必要とするすべての方が、自分に適した、質の高いより良いサービスを自らの意思で選択し利用できるようにしていくことが重要です。

このことから、利用者の立場に立った福祉サービスの提供を推進するため、福祉サービスの適切な情報提供、相談体制及びサービス提供体制の確保と充実が求められています。

##### 【施策の方向性】

#### 4-1-① 福祉サービスの利用に関する相談体制の確保

「必要な方」に「必要な情報」が届くような体制づくりを行うとともに、各種相談窓口の充実を図り、相談内容によっては専門機関などにつないでいけるように、総合的な相談支援体制の強化を図ります。



◆第4章 施策の展開

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【高齢者に関する相談体制の確保】</b>                      地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。</p>	高齢ふれあい課 地域包括支援センター
<p><b>【子ども子育てに関する相談体制の確保】</b>                      ・令和2年4月に子育て世代包括支援センターを開設し、関係部署が連携して、子育て家庭の個別ニーズ把握、相談対応、情報提供などの利用者支援を実施します。また、家庭児童相談員並びに母子・父子自立支援員を配置し、子ども・家庭、妊産婦やひとり親家庭から寄せられる相談全般に対して、きめ細やかな対応を行います。                      ・令和2年4月に子ども家庭総合支援拠点を開設し、児童相談体制や関係機関との連携強化を図り、子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する支援業務を充実します。</p>	子育て支援課 健康推進課
<p><b>【障がい者に関する相談体制の確保】</b>                      関係機関と連携し、障がい者や保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護並びに障がい者一人ひとりの特性にあった必要な障がい福祉サービスの提供に結びつけるよう支援します。また、身体障がい者・知的障がい者相談員を配置し、当事者である障がい者やその保護者の相談に対応します。</p>	社会福祉課
<p><b>【若年未就労者に関する相談体制の確保】</b>                      働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの未就労者に対し、キャリアコンサルタントによる専門的な相談、コミュニケーション訓練によるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行います。</p>	社会福祉課
<p><b>【民生委員・児童委員活動の推進】</b>                      民生委員・児童委員を配置し、地域住民からの生活上の様々な相談に応じ、適切な福祉サービスの紹介を行います。</p>	社会福祉課
<p><b>【心の健康づくり無料法律相談の実施】</b>                      健康問題、家庭環境、経済問題等、自殺の要因となる問題解決の一助となるよう、弁護士が相談を受けます。</p>	健康推進課

## ◆社会福祉協議会が取り組むこと

## 主な取り組み

## 【相談体制の充実と強化】

市民の複合化する相談に柔軟に対応し、適切な支援につなげられる相談体制の充実と強化を図るとともに、誰もが利用しやすい“オール社協”で対応できる相談窓口の設置に努めます。

- ・断らず受け止める柔軟な相談対応
- ・組織内のどこでも対応できる相談窓口の構築
- ・各種相談事業や部門間の連携強化
- ・アウトリーチによる生活課題の把握
- ・利用者の利便性に配慮した相談窓口のあり方についての検討
- ・コミュニティソーシャルワーカーの設置による相談対応の強化
- ・無料法律相談所及び無料税務相談所の充実

## 《主な関連事業》

生活相談事業、生活困窮者自立支援事業、障害者地域生活支援事業（相談支援事業）、在宅介護支援センター事業



## ◆第4章 施策の展開

### 【施策の方向性】

#### 4-1-② 福祉サービスの提供体制の充実

多様化する福祉ニーズの把握に努め、行政はもちろん、関係機関・団体と協働で、支援を必要としている方が必要なときに利用しやすい分野横断的な福祉サービスの充実を図ります。

#### ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【居住支援協議会の連携】</b> 住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、市・居住支援団体・宅地建物取引業者が連携し、民間賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットを構築します。</p>	建築住宅課
<p><b>【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進】</b> 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅と施設の連携や地域における多職種相互連携を図ります。また、個々の状況に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、医療機関や地域の関係機関を含めた連携を強化します。</p>	地域包括支援センター
<p><b>【子育て支援ネットワーク協議会の連携】</b> 地域子育て支援センター、保健センター、幼稚園や保育所等、児童館、子育て支援サポーター、民生委員・児童委員及び学校関係者等の地域単位の子育て支援者が集まり、情報共有や事業の協力体制を推進します。</p>	子育て支援課
<p><b>【自立支援協議会の連携】</b> 障がい者が安心して地域で自立した生活を継続することができるよう、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通して明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえ、地域における障がい者への支援体制の強化を図ります。</p>	社会福祉課

#### ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【生活支援体制の強化】</b> 部門間の連携のほか、地域住民や行政、関係機関・団体等とも協働しながら、専門性を活かした生活支援体制の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援サービスの開発や活動に関わる人材の養成</li> <li>・地域住民や行政、関係機関・団体等との協働による生活支援のしくみづくり</li> <li>・多職種の連携による専門性を活かした取り組みの検討</li> <li>・たすけあい資金や生活福祉資金を活用した生活の自立支援</li> <li>・車いすの貸し出しによる通院等の外出支援</li> </ul> <p>《主な関連事業》 生活相談事業、生活困窮者自立支援事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業</p>

## 【施策の方向性】

## 4-1-③ 住民主体の介護予防・健康づくりの推進

健康診断や検診等の促進、福祉・保健・医療・介護の関係機関が連携し、心身の健康づくりや、疾病予防、介護予防事業を推進するとともに、健康に関する講座の開催や事業の実施等を通じ、健康に対する理解の促進を図ります。

## ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【中小規模健康の駅事業の推進】</b> 公民館や町内会館等を会場として、らくらく体操、認知症予防、健康講話などを行い、地域の仲間との交流と健康づくりを支援します。</p>	健康推進課
<p><b>【生活習慣病予防の推進】</b> 住民が自主的に特定検診・がん検診等を受診し、重度化の予防に努めるよう、知識の普及や啓発を行い、生活習慣病予防を推進します。</p>	健康推進課
<p><b>【介護予防普及啓発事業】</b> 高齢者を対象に健康教育・健康相談等の取り組みを通じて、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域において自発的な介護予防に結びつくよう支援を行います。地域の集いやイベントを通じて、各種教室を開催します。</p>	地域包括支援センター
<p><b>【地域介護予防活動支援事業】</b> 高齢者が介護予防に関するボランティア活動を通じて、社会参加、地域貢献を行い、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援します。地域活動に携わっているリーダーを介護支援の知識や技術を地域で提供できるよう育成し、地域に根差した活動ができるよう支援します。</p>	地域包括支援センター

## ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【介護予防・閉じこもり防止等を目的とした社会参加の促進】</b> 市民の健康づくりや介護予防、閉じこもり防止、生きがいづくり等の取り組みとして、保健師や健康の駅等の各種研修や講座とも協働しながら、地域の交流活動を推進するとともに、活動の拠点整備や支えあい活動等のしくみづくりなどにより社会参加を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サロン活動や地域交流事業に関する活動拠点の整備と支援</li> <li>・各種研修や講座との協働による交流活動の推進</li> <li>・住民が主体的に支えあうしくみづくりの推進</li> <li>・高齢者や障がい者等の社会参加を目的とした車いすの貸し出し</li> </ul> <p>《主な関連事業》 いきいきサロン事業、生活支援体制整備事業、福祉協力員活動推進事業、車いす貸出事業</p>

## ◆第4章 施策の展開

### 【施策の方向性】

#### 4-1-④ 福祉サービスの適切な情報提供の推進

福祉サービスの利用を必要としている市民が、容易に情報を入手し、適切にサービスを選択することができるよう、各制度やサービス内容、福祉サービス事業者についての情報を提供します。

#### ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【適切なサービス情報の提供】</b> 福祉サービスを必要とする市民が、その情報を適切に得られるよう、ホームページ、市報及びパンフレット等を利用し、各制度や福祉サービスについて、わかりやすく情報を提供するとともに、情報提供窓口の一本化や情報を入手することが困難な住民への提供方法について検討します。</p>	関係各課

#### ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【福祉サービスの情報発信】</b> 関係機関等の福祉サービスや在宅介護に加えて、様々なボランティア活動や住民主体の支えあい活動等の情報を把握するとともに、市民がサービスを利用しやすいよう、わかりやすく正確に情報を発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域や関係機関・団体等の取り組みや福祉サービス等の情報把握</li> <li>・ 福祉関係者や関係機関・団体等と連携した福祉サービスや在宅介護等の情報発信</li> <li>・ 地域の情報交換の場、社協だよりやホームページ等の各種広報媒体などを活用した情報発信</li> <li>・ 視覚障がい者等への福祉サービスなどに関する情報提供</li> </ul> <p>《主な関連事業》 広報啓発事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業、障害者地域生活支援事業（声の広報・点字広報）</p>



**【基本方針4-2】**

## 地域における権利擁護体制の整備

**【現状と課題】**

認知症、知的障がい又は精神障がいのある方など、判断能力に不安を抱えている方が増える一方で、その方々を支えてきた親族等が少なくなっています。また、障がいの親など監護者自身が高齢になることにより、親亡き後への不安感が増大するなどの状況もみられます。さらには、高齢者や障がい者等に対する虐待の相談件数は増加しており、見守りや相談対応はもとより、権利を侵害されやすい認知症高齢者や障がい者等の権利を保護する権利擁護の取り組みが重要となります。

権利擁護の取り組みとして、福祉サービス利用手続きの援助や日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業、財産管理や権利を守る成年後見制度など、支援を必要とする方が制度利用につながるよう、関係機関と連携しながら各制度の普及・啓発や相談体制を充実させる必要があります。

判断能力に不安を抱えている方であっても、基本的な権利が守られるとともに適切なサポートを受けながら、各種サービスの利用や地域における交流を通じて、住み慣れた地域でその方らしく、安心して日常生活を送ることができるよう、それぞれの方に寄り添った権利擁護の取り組みが求められています。

**【施策の方向性】**

## 4-2-1① 日常生活自立支援事業の利用促進

認知症や障がいにより判断能力に不安を抱えている高齢者や障がいの者の権利を擁護し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理を行う、日常生活自立支援事業の利用促進に努めます。



## ◆第4章 施策の展開

### ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【日常生活自立支援事業の周知】</b>            判断能力に不安を抱えている高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を周知します。</p>	社会福祉課

### ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【日常生活自立支援事業の推進】</b>            判断能力に不安を抱えている高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政と連携しながら福祉サービスの利用を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者がわかりやすい福祉サービス等の情報提供と利用支援</li> <li>・日常的な金銭管理や相談援助の実施</li> <li>・支援員の確保等による支援体制の整備</li> <li>・支援を必要とする方の把握及び地域の見守り活動の推進</li> </ul> <p>《主な関連事業》            日常生活自立支援事業、生活相談事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活困窮者自立相談支援事業</p>



## 【施策の方向性】

## 4-2-② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより、判断能力に不安を抱えている方が、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、親族または、弁護士等の専門職が後見人となって本人の財産や権利を守るものです。

横手市成年後見支援センターを広報機能、相談機能、市民後見人養成機能、後見人支援機能を担う中核機関と位置づけ、成年後見制度利用促進の基盤づくりを推進します。

## ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【成年後見制度の推進】</b> 市成年後見支援センターにおいて、制度の周知啓発や制度利用及び権利擁護の相談を受けることにより、本来制度の利用が望ましい方を、制度利用に繋がるよう支援します。また、申立ての支援、費用の助成や市民後見人を養成します。</p>	地域包括支援センター
<p><b>【成年後見制度利用支援事業の推進】</b> 親族がない等の理由により、本人による成年後見制度の申立てが困難な障がい者に、市が代わって申立て手続きを行います。また、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な障がい者に、制度の申立てに要する経費の全部又は一部を補助します。</p>	社会福祉課

## ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【成年後見制度の普及と啓発】</b> 高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政が推進する成年後見制度の利用促進と情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度の周知</li> <li>・ 日常生活自立支援事業から成年後見制度へ円滑な移行支援</li> <li>・ 法人後見制度導入の検討</li> </ul> <p>《主な関連事業》 日常生活自立支援事業、生活相談事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活困窮者自立相談支援事業</p>

## 【基本方針4-3】

### 安心して暮らせる地域生活の構築

#### 【現状と課題】

全国的にも有数の豪雪地帯である本市にとって、冬期における快適な暮らしの実現は喫緊の課題であります。アンケート調査でも安心して生活するために取り組むべき課題として最も多い回答が「除雪や雪下ろしなどの支援」となっています。これまでも高齢者等への除排雪や雪下ろし支援を実施しているものの、除排雪を支える側の高齢化も深刻な問題となっており、地域や共助組織等への除排雪体制の支援・充実が必要です。

また、高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、買い物ができる店や病院までの移動手段の確保が日常生活を送るうえで重要な課題となっています。アンケート調査では、高齢運転者による交通事故の心配や公共交通の不便さを反映し、「交通弱者への支援（移動支援）」について、取り組むべき支援策として高いニーズがあります。循環バス、デマンド交通などの地域公共交通の利便性向上を図るとともに、すべての市民が安心して暮らせる地域生活の構築が求められています。

#### 【施策の方向性】

##### 4-3-① 人にやさしい生活環境づくりの推進

当市の地域特性に合わせた、すべての市民が安心して暮らせる、人にやさしい生活環境づくりを推進していきます。



## ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【協働による雪対策の取り組み】</b> 「市総合雪対策基本計画」並びに県が定める「地域が共に支え合う除排雪に関する取組（指針）」に基づき、住民、地域、関係団体及び行政が連携・協働し、安全安心な冬期生活の確保に取り組めます。</p>	関係各課
<p><b>【雪国よこて安全安心住宅普及促進事業の推進】</b> 安全で快適な住宅の普及を促進するため、要件（住宅の雪対策、バリアフリー化、省エネルギー化等）を満たす住宅の改修工事について支援します。</p>	建築住宅課
<p><b>【一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業の推進】</b> おおむね65歳以上の高齢者で、身体上の理由等により除排雪することが困難で、親族や近隣者等からの援助が得られない方を対象に、自宅玄関前の排雪や、屋根の雪下ろしを行う事業者等を斡旋し、その費用の一部を助成し支援します。</p>	高齢ふれあい課
<p><b>【地域公共交通事業の推進】</b> 路線バスや循環バス、デマンド交通など、地域公共交通の利便性向上を図るとともに、タクシーやデマンド交通を利用しても高額な料金がかかる「交通不便エリア」の解消を目指します。また、運転免許証自主返納者への公共交通利用回数券の支給、障がい者等に対する利用料金の割引制度を継続します。</p>	経営企画課
<p><b>【共助組織による雪処理の支援体制・しくみづくり】</b> 再掲 施策の方向性：2-1-③</p>	地域づくり支援課
<p><b>【除雪支援を行う地域団体への除雪機の貸し出し】</b> 再掲 施策の方向性：2-1-③</p>	高齢ふれあい課
<p><b>【高齢者等に対する緊急時の取り組みの推進】</b> 再掲 施策の方向性：3-2-①</p>	高齢ふれあい課

## ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【安全安心なまちづくりの推進】</b> 市民や行政、関係機関・団体等と連携しながら、誰もが安心して暮らせる住みやすい福祉のまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除雪活動や移動支援等の生活支援の取り組みに関する情報収集及び情報発信</li> <li>・ 地域の支えあいによる除雪活動や移動支援の推進</li> <li>・ ふれあい安心電話による緊急時通報や相談対応</li> <li>・ 安全安心なまちづくりに向けた福祉教育の推進</li> </ul> <p>《主な関連事業》 生活支援体制整備事業、福祉ネットワーク活動推進事業、ふれあい安心電話システム推進事業</p>

## 【基本方針4-4】

### 困りごとを抱えた市民に対する包括的な支援体制の推進

#### 【現状と課題】

近年、社会環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活に困窮する方や稼働年齢世代にある方を含めて生活保護を受給する方が増えています。

これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらのしくみだけでは安心した生活を支えることが難しくなっており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、重層的に支えていくことが求められています。

また、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野がからみあって「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。高齢の親と就労していない子の同居による課題や介護と育児に同時に直面する世帯の課題など、単一の制度のみでは解決が困難な課題については、課題を世帯として捉え、複合的に支援していくことが必要となります。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法により、市町村は、地域住民や福祉関係者などによる地域福祉推進のための相互協力を円滑に行い、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとしています。

#### 【施策の方向性】

##### 4-4-① 社会的要援護者の把握と支援

関係機関・団体との連携により、家族や地域との交流がなく、孤立している要援護者の把握を促進し、早期の支援につなげられる体制を整備します。

## ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【社会的に孤立している要援護者の把握と支援】</b>            家族や地域等との交流がなく、社会的に孤立し支援を必要とする方の把握については、様々な機関・団体の相談業務や訪問、地域における見守り活動などを通して、相互連携しながら、情報を把握できる体制に努めます。また、関係機関と連携し、社会的な孤立を防ぐための交流の場や居場所づくりなど、地域とのつながりをつくるしくみづくりに取り組みます。</p>	社会福祉課
<p><b>【要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアルの作成】</b>            社会的要援護者を地域で支える体制や関係機関との連携構築に向け、関係機関連携マニュアルを作成します。</p>	社会福祉課

## ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【社会的に孤立している要援護者の把握】</b>            生活課題や福祉問題等を抱えながら、社会的に孤立している世帯の把握に努め、適切な支援につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織内の部門間連携による要援護者の把握</li> <li>・ 多職種や分野を超えた連携による要援護者の把握</li> </ul> <p>《主な関連事業》            生活困窮者自立相談支援事業、障害者地域生活支援事業（相談支援事業）、福祉ネットワーク活動推進事業、在宅介護支援センター事業</p>



## ◆第4章 施策の展開

### 【施策の方向性】

#### 4-4-②生活困窮者に対する自立支援対策の推進

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活困窮者対策と地域福祉施策との連携が求められています。生活困窮者は、様々な課題を抱えていることが多く、その課題解決のために、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを活かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援をすることが重要とされています。また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援には、地域住民相互の支えあいによる共助の取り組みが重要です。さらに、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとし、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

#### ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【生活困窮者自立支援制度の推進】</b> 生活困窮者自立支援制度推進のため次の取り組みを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立相談支援事業 生活に不安や困りごとを抱えている方の相談に応じ、支援員が就労も含め自立に向けた相談や、必要な支援を行うための支援プランの作成、支援に必要な関係機関の紹介など、寄り添いながら自立に向けて総合的な支援を行います。</li> <li>・住居確保給付金 離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方を対象に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。</li> <li>・家計改善支援事業 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、関係機関へつなぐなど、家計の立て直しをアドバイスします。</li> <li>・就労準備支援事業 「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、就労が困難な方に対して、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供などの取り組みを検討します。</li> <li>・生活困窮者自立支援制度の対象となる方を早期に把握し、ハローワークをはじめとした関係機関と連携し、様々な支援を展開していきます。また、生活困窮者への支援を行う際には、町内会、民生委員・児童委員、地域住民等による日常的な見守り活動が重要となることから、地域全体で生活困窮者を支えていく体制を構築します。</li> </ul>	<p>社会福祉課</p>



## ◆社会福祉協議会が取り組むこと

## 主な取り組み

## 【生活困窮者(世帯)の自立支援の促進】

生活困窮者自立相談支援事業や各種相談事業を通じて、経済的に困窮している市民(世帯)の相談に対応するとともに、情報提供や生活支援等により自立に向けた支援を行います。

- ・生活上の困りごとに対する相談対応や家計改善等の支援
- ・複合かつ複雑化した課題の解決に向けた多職種連携による支援
- ・フードバンクや企業等と連携した食糧支援
- ・ボランティアとの協働による学習支援
- ・関係機関と連携した出口支援の開発と開拓
- ・たすけあい資金や生活福祉資金を活用した自立支援
- ・就労に向けた中間支援となる居場所づくりの検討
- ・生活困窮者自立支援機関等の協働による社会資源づくりと体制整備
- ・生活の向上を目的とした研修会や講座の検討

## 《主な関連事業》

生活困窮者自立相談支援事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活相談事業、生活支援体制整備事業



## ◆第4章 施策の展開

### 【施策の方向性】

#### 4-4-③ 包括的な支援体制の構築

平成30年4月に施行された改正社会福祉法により、市町村は、地域住民や福祉関係者などと相互に協力し地域福祉を推進していくとともに、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう求められています。

当市においては、高齢化や人口減少により、日常の様々な場面における「つながり」の弱まりを背景に、「社会的孤立」の問題や身近な生活課題への支援の必要性が高まっています。

また、育児と介護のダブルケアなど複合的な生活課題を抱えている世帯や公的支援の受給要件を満たさない「制度の狭間」などの問題も表面化しています。

こうした複合的・複雑化した課題や制度の狭間にある課題を抱える方へ、必要なサービスや支援が提供できるよう関係機関・団体と連携し、包括的な支援体制を構築する必要があります。

#### ◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p><b>【包括的な支援体制の構築】</b>  「住民の身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境や、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を進めます。また、当市の実情を踏まえ、関係機関・団体と連携しながら、多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築します。</p>	社会福祉課

#### ◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p><b>【地域福祉活動への参加促進と包括的な支援体制構築への参画】</b>  地域住民の地域福祉活動への参加を促すとともに、行政や関係機関・団体、また分野を超えた多職種連携による包括的な相談支援体制の構築に参画します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民を対象とした福祉やボランティア等に関する研修会の開催</li> <li>・地域住民の福祉活動の拠点整備に向けた支援</li> <li>・行政や関係機関、多職種との連携した要援護者の把握と総合相談対応</li> <li>・地域住民や福祉関係者、関係機関・団体等と連携した福祉ネットワーク活動の推進</li> </ul> <p>《主な関連事業》  生活相談事業、生活困窮者自立相談支援事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業</p>